



2025年12月13日

各 位

会社名 住友商事株式会社

代表者名 代表取締役 社長執行役員 CEO 上野 真吾

(コード番号 : 8053 東証プライム)

問合せ先 広報部長 阿部 剛嗣

(TEL 03-6285-3100)

会社名 SCインベストメンツ・マネジメント株式会社

代表者名 代表取締役 竹中 英介

## **S C S K株式会社の株券等（証券コード：9719）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ**

住友商事株式会社（以下「住友商事」といいます。）及び住友商事の完全子会社であるSCインベストメンツ・マネジメント株式会社（以下「公開買付者」といいます。住友商事及び公開買付者を総称して、以下「公開買付者ら」といいます。）は、2025年10月29日、公開買付者が、S C S K株式会社（証券コード：9719、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場）（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「1. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等に係る株券等の種類」の「②新株予約権」において定義します。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することをそれぞれ決定し、公開買付者は、2025年10月30日より本公開買付けを実施しておりましたが、2025年12月12日をもって本公開買付けが終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### **記**

#### **1. 買付け等の概要**

##### **(1) 公開買付者の名称及び所在地**

名称 SC インベストメンツ・マネジメント株式会社

所在地 東京都千代田区大手町二丁目 3 番 2 号

##### **(2) 対象者の名称**

S C S K株式会社

##### **(3) 買付け等に係る株券等の種類**

① 普通株式

② 新株予約権

(i) 2007年6月27日開催の対象者株主総会及び対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）（行使期間は2007年7月28日から2027年7月26日まで）

(ii) 2010年6月25日開催の対象者株主総会及び対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第8回新株予約権」といい、第2回新株予約権及び第8回新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は2010年7月31日から2030年7月29日まで）

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	154,701,633（株）	50,347,400（株）	—（株）
合計	154,701,633（株）	50,347,400（株）	—（株）

(注1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数（本公開買付けに応募された本新株予約権の目的となる対象者株式の数を含みます。以下同じとします。）が買付予定数の下限（50,347,400株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（50,347,400株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数（154,701,633株）を記載しております。当該最大数は、(i) 対象者が2025年11月13日に提出した第58期中半期報告書（以下「対象者半期報告書」といいます。）に記載された2025年9月30日現在の発行済株式総数（313,125,263株）から、(ii) 対象者半期報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（351,353株）を控除した株式数（312,773,910株）に、(iii) 対象者から同日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権（64個）の目的となる対象者株式数（19,200株）を加算した数（312,793,110株、以下「潜在株式勘案後株式総数」といいます。）から、住友商事が所有する対象者株式数（158,091,477株）を控除した数（154,701,633株）です。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けに係る買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注5) 公開買付期間の末日までに本新株予約権の行使により交付される対象者株式も本公開買付けの対象としております。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2025年10月30日（木曜日）から2025年12月12日（金曜日）まで（30営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

① 普通株式1株につき、金5,700円

② 新株予約権

(i) 第2回新株予約権1個につき、金1円

(ii) 第8回新株予約権1個につき、金1円

## 2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（50,347,400株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（119,130,014

株) が買付予定数の下限 (50,347,400株) 以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第30条の2に規定する方法により、2025年12月13日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	119,130,014 (株)	119,130,014 (株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券( )	—	—
株券等預託証券( )	—	—
合計	119,130,014	119,130,014
(潜在株券等の数の合計)	(—)	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 −%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	1,580,914 個	(買付け等前における株券等所有割合 50.54%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1,191,300 個	(買付け等後における株券等所有割合 38.09%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	1,580,914 個	(買付け等後における株券等所有割合 50.54%)
対象者の総株主等の議決権の数	3,119,879 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者半期報告書に記載された総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式及び本新株予約権についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、潜在株式勘定後株式総数（312,793,110株）に係る議決権の数（3,127,931個）を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

#### (6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日

2025年12月19日（金曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（株主及び本新株予約権者をいい、以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。なお、日興イージートレードからの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

#### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

公開買付け後の方針等及び今後の見通しにつきましては、公開買付者らが2025年10月29日に公表した「SCSK株式会社の株券等（証券コード：9719）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載した内容から変更はありません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者らは、対象者の株主を公開買付者らのみとするための一連の手続の実行を予定しております。対象者株式は、現在、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、当該手続が実行された場合には、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。今後の手続につきましては、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

#### 4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

SCインベストメント・マネジメント株式会社 東京都千代田区大手町二丁目3番2号

株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以上

### 【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものでもなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

### 【米国規制】

本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者の株券等を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。以下同じとします。) 第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿つたものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。更に、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

公開買付者及びその関連者、公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令並びに米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 規則 14e-5 (b) により許容される範囲で、対象者株式等を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。その場合、市場取引によって市場価格で売買される場合や、市場外での交渉で決まった価格で売買される場合があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英語ウェブサイト（又はその他の開示方法）においても開示が行われます。

### 【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

### 【将来予測】

このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者 (affiliate) は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。このプレスリリース又はこのプレスリリースの参照書類の中の「将来に関する記述」は、このプレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。